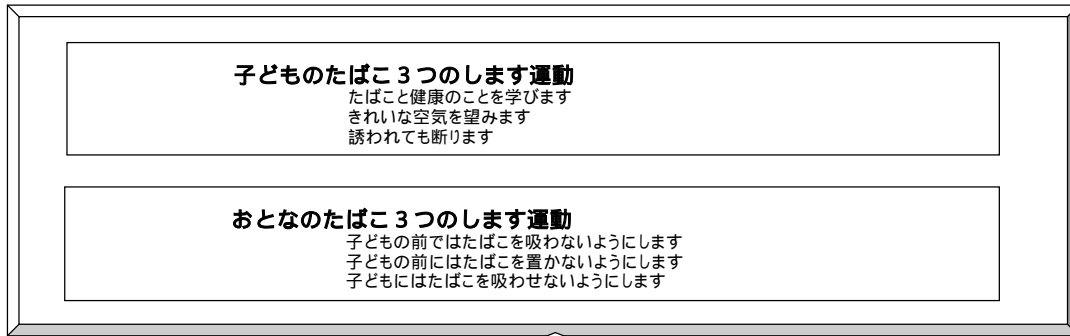


### 丹南地域っ子たばこ無煙行動計画



| 家 庭  | 地 域   | 学 校   | 行 政   |
|--|---|---|---|
| <p>子どもとのコミュニケーションの中でたばこについて話合います。</p> <p>たばこの子どもに及ぼす影響について関心を持ち、家族で知識を深めます。</p> <p>たばこに関する授業参観や研修会等に積極的に参加します。</p> <p>子どもを同伴している時、飲食店等では禁煙席の利用に心がけます。</p> <p>健康に及ぼす害について判断できる能力を育てるように子どもに関わります。</p> <p>家庭内の禁煙・分煙を徹底するために家族で話し合います。</p> <p>妊婦や乳幼児がいる家庭では禁煙に努めます。</p> <p>子どもにたばこを買いに行かせないように努めます。</p> <p>たばこの管理を徹底し、子どもがたばこに触れないように努めます。</p> <p>玄関先、車等に禁煙マークを貼るなど禁煙表示に努めます。</p> <p>学校と連携し、PTAの会合等でたばこに関する学習会の開催に努めます。</p> <p>学校行事の中で、保護者と子どもがいっしょに学習する場を持ち、その後家庭で子どもとの対話する時間を持ちます。</p> <p>家庭内で禁煙・分煙について話し合い、行政の行う健康づくりに参加します。</p> <p>地域の健康づくり等の各種団体の活動に協力し、家庭の健康づくりに努めます。</p> | <p>子どもに気軽に声かけができるように、地域で子どもとのコミュニケーションに努めます。</p> <p>老人会、保健推進員（愛育会）、民生委員、青少年愛護センター補導員等地域の中で活動している団体が協力して、子ども達の見守り等を強化します。</p> <p>住民が集まる場には喫煙コーナーの設置に努めます。</p> <p>子どもも参加する地域の行事では、禁煙に努めます。</p> <p>歩行中の喫煙防止など、喫煙のマナー向上に努めます。</p> <p>深夜11時から早朝5時まで野外設置の自動販売機の販売規制の徹底に努めます。</p> <p>屋外の自動販売機の設置について、店から見えやすい場所に設置するよう努めます。</p> <p>たばこに関する研修会に参加し、知識を深めます。</p> <p>地域内にたばこに関する啓発ポスターを掲示し、地域ぐるみの意識の高揚に努めます。</p> <p>各団体の声かけ活動にたばこに関することも取り上げ、住民の意識を高めます。</p> <p>行政と連携し、各団体においてたばこに関する研修会を開催します。</p> <p>地域内の各種団体と協力して、地域の健康づくりを推進します。</p> <p>区長会や各種団体において、地区行事での分煙・禁煙の実施方法について検討します。</p> | <p>児童生徒に対しあらゆる機会をとおして喫煙防止教育の強化に努めます。</p> <p>保育所、幼稚園からの一貫した健康教育の推進のため、園児に絵本や紙芝居等でたばこの教育に努めます。</p> <p>生徒会および保健委員会の活動の中に、たばこをテーマとした活動を取り入れ、学校内で発表する機会を設けます。</p> <p>授業参観等でたばこの健康教育を取り上げ、保護者を含めた喫煙防止教育の推進に努めます。</p> <p>たばこを誘われても断る能力を高めるために、喫煙防止教育の中にライフスキル教育の推進を図ります。</p> <p>たばこに関する図書、教材の充実を努めます。</p> <p>学校敷地内禁煙（校長会H16.4からの申し合わせ事項）に努めます。</p> <p>ポスター等により、保護者等外来者に敷地内禁煙を周知します。</p> <p>学校を利用する行事に保護者等地区住民が参加する場合の禁煙を推進します。</p> <p>教員を対象としたたばこに関する研修会を開催し、知識を習得します。</p> <p>教員を対象としたライフスキル教育についての研修会を実施します。</p> <p>学校保健委員会へ市町村保健担当部局の連携を強化します。</p> <p>学校医（医師会）や学校歯科医、学校薬剤師、専門機関等連携し、ゲストティーチャーを活用した喫煙防止教育を推進します。</p> <p>PTAと連携し、保護者に対し、たばこに関する研修会を開催します。</p> <p>児童生徒に実施する喫煙防止教育について保護者との情報の共有を図ります。</p> | <p>小中高校生への禁煙ポスター、メッセージ、標語等の募集等による普及啓発に努めます。</p> <p>妊婦教室、乳幼児健診時にたばこについて指導を行います。</p> <p>禁煙グループと連携して、保育所、幼稚園に絵本、紙芝居等を貸し出し、幼児期からの教育を支援します。</p> <p>児童館、図書館など子どもが集まる場所は施設内禁煙に努めます。</p> <p>管内市町村公共施設の管理者等に対し、受動喫煙防止への研修会を開催します。</p> <p>喫煙が健康に及ぼす影響や効率的・効果的な分煙の方法および禁煙支援についてパンフレットや広報誌等により普及啓発します。</p> <p>住民に対し、たばこに関する健康教育の実施および禁煙希望者に対する個別禁煙教室を実施します。</p> <p>たばこのポイ捨て、歩きたばこの危険性について住民への啓発ポスター、ちらし等を配布し、喫煙マナーの向上に努めます。</p> <p>行政が主催の屋内外のイベント等では、禁煙に努めます。</p> <p>たばこ販売業者等（コンビニエンスストア含む）に対する未成年者喫煙禁止法の遵守の啓発ポスター、ちらしの配布を行います。</p> <p>地域や学校等と連携し街頭補導活動を強化します。</p> <p>医師会や専門機関との連携を持って、家庭、地域、学校の各機関が実施するたばこの研修会等を支援します。</p> <p>講師や教材のリストおよび禁煙相談できる医療機関のリスト等研修会および喫煙防止教育に関するデータの収集に努めます。</p> |

(学校：幼稚園、保育所含む)

|            |  |
|------------|--|
| <b>その他</b> | <p>丹南たばこ対策推進協議会の開催等各機関のネットワークづくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各機関の行動計画の進捗状況確認のため、協議会は年1回程度開催するとともに、地域ぐるみの喫煙防止対策を推進します。</li> <li>・継続したワーキング委員会を開催し、家庭、地域、学校、行政の各機関の行動計画に沿った具体的な実践方法を検討し支援します。また、小学校低学年からの喫煙防止教育内容の検討や、小中高校生の各段階で実施する具体的な喫煙防止教育内容に関するハンドブックの作成等について検討します。</li> <li>・たばこに関する実態調査を定期的に継続して実施します。</li> </ul> |
|------------|--|

\* 家庭、地域、学校、行政、その他の行動計画の内容として、 は「こどもの3つのしませず運動」に、 は「おとなの3つのしませず運動」に、は他機関との連携に対応した内容。